

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

除染等業務従事者に対する内部被ばく線量の測定の円滑な実施について

昨年以來、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に係る土壌等の除染等の業務又は廃棄物収集等業務(以下「除染等業務」という。)に従事する労働者の放射線障害を防止することが労働安全衛生行政における喫緊の課題となっております。

このため、厚生労働省では、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。)及びこれに基づく厚生労働大臣告示を公布し、平成24年1月1日から施行しております。

除染電離則では、事業者に対し、高濃度汚染土壌等(50万Bq/kg超)を取り扱い、かつ、高濃度の粉じん作業(10mg/m³超)に従事する労働者の内部被ばく線量を測定することを義務付けています。除染等業務に従事する労働者数は、数万人の規模になることが予想されており、高濃度汚染土壌等を取り扱う作業は警戒区域などに限定されることを考慮しても、内部被ばく線量測定の対象者は相当の人数になると見込まれます。

内部被ばく線量の測定は、ホールボディカウンタ(以下「WBC」という。)によることが一般的ですが、福島県及びその近県においてWBCによる測定を実施している医療機関等は限られており、その不足が懸念されています。そのため、福島労働局において医療機関等への協力を求めています。同局から厚生労働省労働基準局あてに、貴機構がWBCを設置して測定に対応する状況を確保してほしいとの依頼がなされております。

このため、貴機構におかれては、除染電離則に基づく除染等業務従事者に対する内部被ばく線量測定の円滑な実施のため、WBCの設置等について要請いたします。

基安発0309第2号
平成24年3月9日

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

除染等業務従事者に対する内部被ばく測定の円滑な実施について

表記について、別添のとおり独立行政法人労働者健康福祉機構理事長あてに通知している
ので、了知されたい。

(別添)

基安発0309第1号

平成24年3月9日

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

除染等業務従事者に対する内部被ばく線量の測定の円滑な実施について

昨年以来、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に係る土壌等の除染等の業務又は廃棄物収集等業務(以下「除染等業務」という。)に従事する労働者の放射線障害を防止することが労働安全衛生行政における喫緊の課題となっております。

このため、厚生労働省では、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。)及びこれに基づく厚生労働大臣告示を公布し、平成24年1月1日から施行しております。

除染電離則では、事業者に対し、高濃度汚染土壌等(50万Bq/kg超)を取り扱い、かつ、高濃度の粉じん作業(10mg/m³超)に従事する労働者の内部被ばく線量を測定することを義務付けています。除染等業務に従事する労働者数は、数万人の規模になることが予想されており、高濃度汚染土壌等を取り扱う作業は警戒区域などに限定されることを考慮しても、内部被ばく線量測定の対象者は相当の人数になると見込まれます。

内部被ばく線量の測定は、ホールボディカウンタ(以下「WBC」という。)によることが一般的ですが、福島県及びその近県においてWBCによる測定を実施している医療機関等は限られており、その不足が懸念されています。そのため、福島労働局において医療機関等への協力を求めています。同局から厚生労働省労働基準局あてに、貴機構がWBCを設置して測定に対応する状況を確認してほしいとの依頼がなされております。

このため、貴機構におかれては、除染電離則に基づく除染等業務従事者に対する内部被ばく線量測定の円滑な実施のため、WBCの設置等について要請いたします。